

新型コロナウイルス感染症に係る支援制度の詳細まとめ(令和2年5月27日時点) 1/3

<融資>

No	1	2	3	4	5	6	7
メニュー	新型コロナウイルス感染症特別貸付	商工中金による危機対応融資	【既存制度】 新型コロナウイルス対策マル経(拡充)	【既存制度】 セーフティネット貸付 (要件緩和)	生活衛生新型コロナ ウイルス感染症 特別貸付	【既存制度】 新型コロナウイルス 対策衛経(拡充)	衛生環境激変 対策特別貸付
対象業種	中小企業	主に中小企業	小規模事業者	中小企業	飲食業者等 (生活衛生関係事業者)	小規模飲食業者等	飲食業者等 (旅館、飲食店、喫茶店営業者)
融資対象	売上高▲5%	売上高▲5%	売上高▲5%	今後の影響が見込まれる 事業者全て	売上高▲5%	売上高▲5%	売上高▲10%
	直近1か月 (対前年又は前々年同期比)	直近1か月 (対前年又は前々年同期比)	直近1か月 (対前年又は前々年同期比)	売上高要件なし (※従来要件:売上高▲5%)	直近1か月 (対前年又は前々年同期比)	直近1か月 (対前年又は前々年同期比)	直近1か月 (対前年又は前々年同期比) (今後も売上減少が見込まれる 中長期的に業況が回復し発展)
資金使途	運転資金、設備資金	運転資金、設備資金	運転資金、設備資金	運転資金、設備資金	運転資金、設備資金 (※振興計画認定組合の組合員 以外は、設備資金のみ)	運転資金、設備資金	運転資金
融資限度額	中小企業事業:3億円 (利子補給上限:1億円) 国民生活事業:6,000万円 (利子補給上限:3,000万円)	3億円 (利子補給上限:1億円)	1,000万円	中小企業事業:7.2億円 国民生活事業:4,800万円	6,000万円 (利子補給上限:3,000万円)	1,000万円	1,000万円
融資(据置)期間	運転資金:15(5)年以内 設備資金:20(5)年以内	運転資金:15(5)年以内 設備資金:20(5)年以内	運転資金7(3)年以内 設備資金10(4)年以内	運転資金:8(3)年以内 設備資金:15(3)年以内	運転資金:15(5)年以内 設備資金:20(5)年以内	運転資金7(3)年以内 設備資金10(4)年以内	7(2)年以内
融資利率	中小企業事業:1.11%→0.21% 国民生活事業:1.36%→0.46% (▲0.9%【3年間】)	1.11%→0.21% (▲0.9%【3年間】) (金利引下げは中小企業者のみ)	1.21%→0.31% (▲0.9%【3年間】)	中小企業事業:1.11% 国民生活事業:1.91%	1.36%→0.46% (▲0.9%【3年間】)	1.21%→0.31% (▲0.9%【3年間】)	1.91% (※振興計画認定組合の 組合員は、▲0.9%)
信用保証料	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要
利子補給	実質無利子化【3年間】 (特別利子補給制度の活用) 中 小:売上高▲20% 小規模:売上高▲15% 個人:売上高要件なし	実質無利子化【3年間】 (特別利子補給制度の活用) 中 小:売上高▲20% 小規模:売上高▲15% 個人:売上高要件なし	実質無利子化【3年間】 (特別利子補給制度の活用) 小規模:売上高▲15%	なし	実質無利子化【3年間】 (特別利子補給制度の活用) 中 小:売上高▲20% 小規模:売上高▲15% 個人:売上高要件なし	実質無利子化【3年間】 (特別利子補給制度の活用) 小規模:売上高▲15%	なし
時期	開始済 (※利子補給は、今後決定)	開始済 (※利子補給は、今後決定)	開始済 (※利子補給は、今後決定)	要件緩和済	開始済 (※利子補給は、今後決定)	開始済 (※利子補給は、今後決定)	開始済
事業主体	国	国	国	国	国	国	国
問合せ先	日本政策金融公庫 0120-154-505	商工中金相談窓口 0120-542-711	日本政策金融公庫 近隣の商工会・商工会議所	日本政策金融公庫 0120-154-505	日本政策金融公庫 0120-154-505	日本政策金融公庫 0120-154-505	日本政策金融公庫 0120-154-505

※ 1「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、2「商工中金による危機対応融資」について、融資限度額、利子補給上限額の引上げ等の拡充予定あり

【資金繰り支援全般に関する相談窓口】 ○ 日本政策金融公庫相談ダイヤル : 0120-154-505 【新型コロナウイルスに関する経営相談窓口】 ○ 東京商工会議所 : 03-3283-7500 ○ 東京都中小企業団体中央会 : 03-3542-0386	○ 中小企業金融・給付金相談窓口 : 0570-783-183 ○ 東京都商工会連合会 : 042-500-1140	○ 金融庁相談ダイヤル : 0120-156-811 ○ 東京都よろず支援拠点 : 03-6205-4728
---	---	---

新型コロナウイルス感染症に係る支援制度の詳細まとめ(令和2年5月27日時点) 2/3

<融資>

No	8	9	10	11	12	13	14
メニュー	日本政策投資銀行 商工中金による 危機対応融資	小規模企業共済 特例緊急 経営安定貸付	新型コロナウイルス 感染症対応緊急融資	新型コロナウイルス 感染症対応緊急借換	危機対応融資	感染症対応融資 (全国制度)	東京都中小企業従業員 生活資金融資
対象業種	大企業・中小企業	小規模企業の経営者・役員 (共済契約者)	中小企業・組合	中小企業・組合	中小企業・組合	中小企業	中小企業の従業員
融資対象	売上高▲5% 直近1か月 (対前年又は前々年同期比)	売上高▲5% 直近1か月 (対前年又は前々年同期比)	売上高▲5% 直近3か月又は 今後3か月見込 (直近同期比)	売上高▲5% 直近3か月又は今後3か月見込 (直近同期比) ※信用保証協会の保証付融資を借りて る事業者が借換を行うことで、返済負担軽減 (据置期間中は元本返済なし)	売上高▲15% 直近1か月(前年同期比)かつ 直近1か月＋今後2か月(前年同期比) 国の危機関連保証の区市町村長の認定	4号:売上高▲20% 5号:売上高▲5% 危機:売上高▲15% 4号:直近1か月 5号:直近3か月 危機:直近1か月 (前年同期比) 国の「セーフティネット保証4号・5号」又は 「危機関連保証」の区市町村長の認定	年間収入800万円 以下の従業員 ・現在の勤務先に6か月以上勤務 ・現住所に3か月以上居住 ・勤務先か住所のいずれかが都内 ・資金使途が生活の安定のため ・返済の見込みがある
資金使途	運転資金、設備資金	事業資金	運転資金・設備資金	運転資金	運転資金・設備資金	運転資金	生活資金
融資限度額	資金ニーズ等を 踏まえて決定	2,000万円	2億8,000万円 (利子補給上限:1億円)	2億8,000万円 (利子補給上限:1億円)	2億8,000万円 (利子補給上限:1億円)	3,000万円 (利子補給上限:3,000万円)	100万円
融資(据置)期間	運転資金15(5)年以内 設備資金20(5)年以内	505万円以上:6(1)年 505万円以下:4(1)年	運転資金10(5)年以内 設備資金15(5)年以内	10(5)年以内	10(2)年以内	10(5)年以内	5年以内
融資利率	一般の金利情勢等に 応じて決定	無利子	融資期間・保証条件に応じて 1.5%～2.4%以内	融資期間・保証条件に応じて、 1.5%～2.2%以内	融資期間に応じて、 1.5%～2.0%以内	融資期間に応じて、 1.6%～2.2%以内	1.8% ※全額都が負担
信用保証料	不要	不要	都が全額を補助	都が全額を補助	都が全額を補助	都が全額を補助	都が全額を補助
利子補給	なし	—	無利子化【3年間】	無利子化【3年間】	無利子化【3年間】	無利子化【3年間】	利子は全額都が負担
時期	開始済	開始済	開始済 (5月1日～拡充/3年間無利子化)	開始済 (5月1日～拡充/3年間無利子化)	開始済 (5月1日～拡充/3年間無利子化)	開始済	開始済
事業主体	国	国	都産業労働局	都産業労働局	都産業労働局	都産業労働局	都産業労働局
問合せ先	日本政策投資銀行相談窓口 0120-598-600 商工中金相談窓口 0120-542-711	(独)中小企業基盤整備機構 050-5541-7171	各民間金融機関 産業労働局金融部金融課 03-5320-4873 東京信用保証協会各事業所	各民間金融機関 産業労働局金融部金融課 03-5320-4873 東京信用保証協会各事業所	各民間金融機関 産業労働局金融部金融課 03-5320-4873	各民間金融機関 産業労働局金融部金融課 03-5320-4873	中央労働金庫本支店 産業労働局雇用就業部労働環境課 03-5320-4653

【資金繰りに関する特別相談窓口】

産業労働局 金融部金融課 : 03-5320-4877

【経営に関する特別相談窓口】

(公財)東京都中小企業振興公社 総合支援課 : 03-3251-7881

新型コロナウイルス感染症に係る支援制度の詳細まとめ(令和2年5月27日時点) 3/3

<助成金>

※今後の予定のため、変更の可能性あり

No	15	16	←更なる拡充措置 (今後の予定)	17	18
メニュー	持続化給付金	雇用調整助成金特例措置		小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援	新型コロナウイルス感染症対策雇用環境整備促進事業
対象業種	全ての事業者 <small>(資本金又は出資金10億以上かつ従業員2,001人以上を除く)</small>	全ての事業者		全ての事業者	中小企業
制度趣旨	コロナの影響を受ける事業者の事業継続を下支えするため、事業全般に使える給付金を支給	事業縮小を余儀なくされた事業主が、雇用維持を図るために支払った休業手当に要した費用を助成		小学校等の臨時休業に伴い、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金	雇用調整助成金等を活用した職場環境整備への奨励金
助成額(助成率)	法人:最大200万円 個人事業主:最大100万円	中小企業 9/10 (※解雇を伴う場合:4/5) 大企業 3/4 (※解雇を伴う場合:2/3) (日額上限:労働者1人あたり8,330円)	【中小企業助成率】 9/10 → 10/10	休業中に支払った賃金相当額×10/10 (日額上限:労働者1人あたり8,330円) <small>(※15,000円に引上げ予定)</small>	10万円
支給対象	全ての事業者 <small>(資本金又は出資金10億以上かつ従業員2,001人以上を除く)</small>	休業させる労働者 <small>(雇用保険被保険者に加え、被保険者ではない短期間アルバイトや日雇労働者にも適用拡大)</small>	【日額上限】 8,330円 → 15,000円	「臨時休業等をした小学校等(幼稚園、保育園を含む)に通う」又は「コロナに感染し、小学校等を休む」子どもの保護者	都内中小企業
支給要件	・売上高▲50% ・2020.1~12のうち、一月(前年同月比) ・昨年1年間の売上からの減少分を上限	・売上高▲5% (直近1か月) ・【緊急対応期間】R2.4.1~6.30の休業等 <small>(1年で100日の支給限度(中小2/3、大1/2)に上乗せして助成)</small> ・60%を超える部分は10/10(60%超の休業手当を支給する場合)	【緊急対応期間】 6月末まで → 9月末まで	・R2.2.27~R2.6.30の間に取得した年次有給休暇以外の休暇 (※9月30日までに延長予定)	・雇用調整助成金特例又は小学校休業等対応助成金の支給決定を受けていること。 ・非常時における雇用環境整備に資する取組計画を作成し、取組むこと。
時期	開始済	2月28日~適用開始 4月1日~拡充(助成率、100日の別枠化等) 4月13日~審査体制強化・手続き簡素化 5月1日~拡充(60%超分→10/10) 5月19日~ 手続き簡素化(概ね従業員20人以下)	(※6月上旬頃、確定見込)	開始済	開始済 (第1回申請受付 ~6/30)
事業主体	国	国		国	都産業労働局
問合せ先	持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570	ハローワーク木場 03-3643-8609 支援金等相談コールセンター 0120-60-3999		学校等休業助成金・支援金等 相談コールセンター 0120-60-3999	産業労働局雇用就業部労働環境課 03-6205-6703
その他	※オンライン申請が可能 (パソコンでもスマホでも可) 【持続化給付金HP/「持続化給付金」で検索】	【新型コロナウイルス感染症に係る休業等支援制度(専門家派遣)/都・産業労働局】 ・上記「雇用調整助成金特例措置」等の申請手続き・申請書類の書き方などに関して、専門家を派遣し、具体的な相談・助言を実施 ・1社5回まで、無料 <問合せ先> 東京都労働相談情報センター 事業普及課 03-5211-2248 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課 03-5320-4649			

<各種猶予>

No	20	21	22	23	24
メニュー	国税の猶予	地方税の猶予	固定資産税等の軽減	厚生年金保険料等の猶予	使用料・光熱水費の猶予
対象	所得税や法人税、消費税等、基本的に全ての税	個人住民税や地方法人二税、固定資産税等、基本的に全ての税	固定資産税・都市計画税	厚生年金保険料等	使用料(施設使用料、売上高割使用料) 光熱水費(電気、水道、地域冷暖房)
猶予軽減	1年間、猶予 (R2.2~R3.1に納期限が到来する国税)	1年間、猶予 (R2.2.1~R3.1.31に納期限が到来する地方税)	2分の1(収入▲30%~▲50%) 全額(収入▲50%以上)	1年の範囲内 (分割納付可、差押等猶予、延滞金免除等)	6月分の支払いを最長で4か月間猶予
要件	①収入▲20%(前年同期比/R2.2~任意期間) ②一時的に納税困難(向こう半年の資金を考慮) ※担保不要、延滞税なし	①収入▲20%(前年同期比/R2.2~任意期間) ②一時的に納税困難(向こう半年の資金を考慮) ※担保不要、延滞税なし	・R2.2~10の任意の3か月間(前年同期比) ・固定資産税(設備等の償却資産、事業用家屋) ・都市計画税(事業用家屋)	厚生年金保険料等を一括で納入することにより、事業の継続等が困難になるおそれがあるなど	次のいずれかに該当 ①▲5%(5月分の売上/対前年又は前々年同期比) ②国の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」や都の「新型コロナウイルス感染症対応緊急融資」を受けている事業者
時期	実施済	実施済	実施済	実施済	実施済
事業主体	国	国	国	国	都中央卸売市場
問合せ先	江東西税務署 03-3633-6211 国税局猶予相談センター 0120-948-271	江東都税事務所(固定資産税)3637-7133 中央都税事務所(法人二税) 3553-2114	固定資産税等の軽減相談窓口 0570-077322	江東年金事務所 03-3683-1231	東京都事務室 03-3520-8215